

毎週月、水、金曜日発行

# 富山県報

平成30年3月26日

月曜日

号外(2)

## 目次

### 人事委員会規則

○外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則	1
○級別職務に関する規則の一部を改正する規則	2
○給料に関する規則の一部を改正する規則	4
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	11
○特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	12
○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	14
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	15

### 人事委員会告示

○富山県機関の労働基準法別表第1の号別区分の決定についての一部改正	16
-----------------------------------	----

## 規 則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年3月26日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

### 富山県人事委員会規則第582号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する規則（昭和63年富山県人事委員会規則第356号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「第24条第1項第1号ウ」を「第24条第1項第3号」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人委・職員課)

級別職務に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年3月26日

富山県人事委員会

委員長 久 保 精 一 郎

#### 富山県人事委員会規則第583号

級別職務に関する規則の一部を改正する規則

級別職務に関する規則（平成28年富山県人事委員会規則第 538号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

工業技術センター							総務課長			
----------	--	--	--	--	--	--	------	--	--	--

産業技術研究開発センター							総務課長			
--------------	--	--	--	--	--	--	------	--	--	--

別表第 2 中

地域課							地域指導官 山岳警備隊長 警察航空隊長 鉄道警察隊長			
通信指令課						通信指令官	通信指令官			

地域企画課							地域指導官 警察航空隊長 鉄道警察隊長			
通信指令課						通信指令官	通信指令官			
山岳安全課							山岳警備隊長			

に改め、同表備考第3項中「山岳警備隊長及び警察航空隊長」を「警察航空隊長及

「山岳警備隊長」に改め、同項を同表備考第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同表備考に第 1 項として次の 1 項を加える。

- 1 首席参事官については、人事委員会が認める場合にあつては、職務の級を 8 級とすることができる。

別表第 5 中

「		薬事研究所				薬用植物指導センター 所長	所長
		工業技術センター					次長 所長 次長 企画管理部 長 中央研究所 所長 中央研究所 副所長 生活工学研 究所所長 生活工学研 究所副所長 機械電子研 究所所長 機械システ ム課長 電子技術課 長 ものづくり 研究開発セ ンター所長

を

「		薬事総合研究開発センター				センター長	所長
		産業技術研究開発センター					次長 所長 次長

							企画管理部 長
							生活工学研 究所長
							生活工学研 究所副所長
							機械電子研 究所長
							ものづくり 研究開発セ ンター長
							課長

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 薬事総合研究開発センターの製剤研究課長及び試験課長並びに農林水産総合技術センターの内水面課長については、人事委員会が認める場合にあつては、職務の級を3級とすることができる。

#### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

給料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年3月26日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

#### 富山県人事委員会規則第584号

給料に関する規則の一部を改正する規則

給料に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第258号）の一部を次のように改正する。

別表第1研究職給料表の項中「薬事研究所」を「薬事総合研究開発センター」に、「工業技術センター」を「産業技術研究開発センター」に改める。

別表第21の公安職給料表昇格時号給対応表中

78	を	77	に改める。
79		78	
80		78	
81		79	
81		79	
82		80	
82		80	
83		81	
83		82	
84		83	

別表第21の教育職給料表(1)昇格時号給対応表中

62	を	61	に改める。
62		62	
62		62	
62		62	
62		62	
62		62	
63		62	
63		62	
63		63	
63		63	
63		63	
63		63	
63		63	
64		63	
64		63	
64		63	
64		64	
64		64	
64		64	
65		64	
65		64	
65		64	
65		64	
65		65	
65		65	
66		65	
66		65	
66		65	
66		66	
66	66		
66	66		
67	66		

67	66
67	67
67	67
67	67
67	67
68	67

別表第21の教育職給料表(2)昇格時号給対応表中

66	を	65	に改める。
66		66	
66		66	
66		66	
66		66	
66		66	
67		66	
67		66	
67		67	
67		67	
67		67	
67		67	
68		67	
68		67	
68		67	
68		68	
68		68	
68		68	
69		68	
69		68	
70		68	
70		68	
71		69	

別表第21の研究職給料表昇格時号給対応表中

54	を	53	に、
55		54	
56		54	
57		55	
57		55	
57		56	
58		56	
58		57	
58		57	

59	58
59	58
59	59
60	59

34	33
34	34
34	34
35	34
35	34
35	35
36	35
36	35
36	35
37	36
37	36
37	36
37	36
38	37
38	37
38	37
38	38
39	38
39	38
39	39
39	39
39	39
40	39

を に改める。

別表第21の医療職給料表(1)昇格時号給対応表中

29	28
29	29
29	29
30	29
30	29
30	30
31	30
31	30
31	30
32	31
32	31
32	31

を に改める。

33	31
33	32
33	32

別表第21の医療職給料表(2)昇格時号給対応表中

34	33
35	34
36	34
37	35
37	35
38	36
38	36
39	37
39	38
40	39

を に改める。

別表第21の医療職給料表(3)昇格時号給対応表中

78	77
79	78
80	78
81	79
81	79
81	80
81	80
81	81
82	81
82	81
82	82
82	82
83	82
83	82
83	83
83	83
83	83
84	83

を に改める。

別表第22の公安職給料表降格時号給対応表中

85	86
86	88
87	90
88	92
90	93

を に改める。



92
94

94
95

別表第22の教育職給料表(1)降格時号給対応表中

117
122
127
132
138
144
150

を

118
124
130
136
141
146
151

に改める。

別表第22の教育職給料表(2)降格時号給対応表中

102
108
114
120
122
124

を

103
110
117
124
125
125

に改める。

別表第22の研究職給料表降格時号給対応表中

97
98
99
100
103
106
109

を

98
100
102
104
106
108
110

に、

83
86
89
92
96
100
105

を

84
88
92
96
99
102
106

に改める。

別表第22の医療職給料表(1)降格時号給対応表中

50
53
56
59

を

51
55
59
63

に改める。

62
----

」      「

65
----

」

別表第22の医療職給料表(2)降格時号給対応表中

57
58
59
60
62
64
66

」      を      「

58
60
62
64
65
66
67

」      に改める。

別表第22の医療職給料表(3)降格時号給対応表中

101
102
103
104
109
114
119

」      を      「

102
104
106
108
112
116
120

」      に改める。

### 附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の給料に関する規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 平成29年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、この規則による改正後の給料に関する規則の規定による号給がこの規則による改正前の給料に関する規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、この規則による改正後の給料に関する規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の給料に関する規則の規定による号給とするものとする。

4 この規則の施行の日から平成30年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(人委・職員課)

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年3月26日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

#### 富山県人事委員会規則第585号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第261号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事部局の項中

「 | 工業技術センター所長 | 」  
を  
「 | 産業技術研究開発センター所長 | 」  
に、  
「 | 薬事研究所長  
工業技術センターの次長、ものづくり研究開発センター所長、企画管理部長、中央研究所長、中央研究所副所長、生活工学研究所長及び機械電子研究所長 | 」  
を

「 | 薬事総合研究開発センター所長 | |  
| 産業技術研究開発センターの次長、ものづくり研 | |  
| 究開発センター長、企画管理部長、生活工学研究 | |  
| 所長及び機械電子研究所長 | |」

に、

「 | 薬事研究所次長 | |」

を

「 | 薬事総合研究開発センターの次長 | |」

に、

「 | 工業技術センターの課長及び生活工学研究所副所 | |  
| 長 | |」

を

「 | 産業技術研究開発センターの課長及び生活工学研 | |  
| 究所副所長 | |」

に改める。

#### 附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(人委・職員課)

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年 3 月26日

富山県人事委員会

委 員 長 久 保 精 一 郎

#### 富山県人事委員会規則第586号

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当等に関する規則（昭和48年富山県人事委員会規則第 158号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項の表商工労働部の項及び第 9 条の 2 第 1 項中「工業技術センター」

を「産業技術研究開発センター」に改める。

附則第4項第2号中「第20条第3項」を「第20条第2項」に改め、同項第4号及び第5号を削る。

附則第5項第3号及び第4号中「又は第4号」を削り、同項第7号及び第8号を削る。

附則第7項中「第4項第3号、第5号又は第7号」を「附則第5項第3号又は第5号」に改める。

附則に次の見出し及び8項を加える。

(東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための警察職員業務手当の特例)

12 条例附則第7項に規定する人事委員会規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

(1) 原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの(次号において「特定原子力事業所」という。)の敷地

(2) 特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域(前号に掲げるものを除く。)

13 条例附則第7項に規定する人事委員会規則で定める額は、勤務1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の区域における作業 20,000円を超えない範囲内において人事委員会が定める額

(2) 前項第2号の区域における作業 10,000円を超えない範囲内において人事委員会が定める額(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額)

14 同一の日において、前項各号の作業のいずれにも従事した場合における当該作業に係る手当の調整に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

15 条例附則第8項に規定する人事委員会規則で定める作業は、死体の収容その他の人事委員会が定める作業とする。

- 16 条例附則第8項に規定する人事委員会規則で定める額は、勤務1日につき、1,000円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額）とする。
- 17 条例附則第7項及び第8項の規定による警察職員業務手当については、第37条第1項の規定を適用しない。
- 18 同一の日において、条例第39条第1項第13号に規定する作業と条例附則第8項に規定する作業に従事した場合における当該作業に係る手当の調整に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
- 19 条例附則第9項に規定する人事委員会規則で定める額は、840円を超えない範囲内において人事委員会が定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第9条第1項及び第9条の2第1項の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年3月26日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

#### 富山県人事委員会規則第587号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第271号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第1号中「100分の108.5以上100分の190以下」を「100分の103.5以上100分の180以下」に、「100分の133.5以上100分の230以下」を「100分の128.5以上100分の220以下」に改め、同項第2号中「100分の101以

上 100分の 108.5未満」を「 100分の96以上 100分の 103.5未満」に、「 100分の 123.5以上 100分の 133.5未満」を「 100分の 118.5以上 100分の 128.5未満」に改め、同項第3号中「 100分の92以上 100分の93.5以下」を「 100分の87以上 100分の88.5以下」に、「 100分の 112以上 100分の 113.5以下」を「 100分の 107以上 100分の 108.5以下」に改め、同項第4号中「 100分の92未満」を「 100分の87未満」に、「 100分の 112未満」を「 100分の 107未満」に改める。

第25条第1号中「 100分の45.0超」を「 100分の42.5超」に、「 100分の55.0超」を「 100分の52.5超」に改め、同条第2号中「 100分の45.0」を「 100分の42.5」に、「 100分の55.0」を「 100分の52.5」に改め、同条第3号中「 100分の45.0未満」を「 100分の42.5未満」に、「 100分の55.0未満」を「 100分の52.5未満」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年3月26日

富山県人事委員会

委員長 久 保 精 一 郎

#### 富山県人事委員会規則第588号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年富山県人事委員会規則第84号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「薬事研究所	」	所長、次長、総務課長	」	を
「薬事総合研究開発センター	」	所長、次長、センター長、総務課長	」	に、

「工業技術センター」を  
「産業技術研究開発センター」に  
所長、次長、部長、副部長、課長、統括研究員  
所長、次長、センター長、部長、副部長、課長、  
統括研究員

改める。

### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

### 富山県人事委員会告示第68号

富山県機関の労働基準法別表第1の号別区分の決定についての一部改正について

富山県機関の労働基準法別表第1の号別区分の決定について（平成11年富山県人事委員会告示第23号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月26日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

1の表法別表第1第3号に掲げる事業の項中「各土木センター」の次に「（各土木事務所を含む。）」を加え、同表法別表第1第6号に掲げる事業の項中「企画管理部、農業研究所及び園芸研究所」を「企画管理部及び農業研究所 農林水産総合技術センターの園芸研究所」に改め、同表法別表第1第7号に掲げる事業の項中「畜産研究所及び水産研究所」を「畜産研究所 農林水産総合技術センターの水産研究所」に改める。

2の表法別表第1第12号に掲げる事業の項中「薬事研究所 薬用植物指導センター 工業技術センターの企画管理部、中央研究所、生活工学研究所、機械電子研究所及びものづくり研究開発センター」を「薬事総合研究開発センター（薬用植物指導センターを除く。） 薬事総合研究開発センターの薬用植物指導センター 産業



技術研究開発センターの企画管理部及びものづくり研究開発センター 産業技術研究開発センターの生活工学研究所 産業技術研究開発センターの機械電子研究所」に、「食品研究所、森林研究所及び木材研究所」を「食品研究所 農林水産総合技術センターの森林研究所 農林水産総合技術センターの木材研究所」に改め、同表法別表第 1 に掲げる事業以外の事業の項中「相談室」を「各相談室」に、「農業普及課」を「及び農業普及課」に改める。

(人委・職員課)

